

2 8 東京都板橋区立中根橋小学校

令和7年4月1日

板橋区立中根橋小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、板橋区立中根橋小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものです。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたります。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導を行っていきます。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら担任をはじめ教員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導します。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級作りを行います。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育みます。

＜教員に対して＞

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示していきます。
- ・児童一人一人の変化に気付くよう、教師自身が鋭敏な感覚をもつように努めます。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めます。特に、自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもちます。
- ・児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ・児童が自己実現を図れるように、一人一人の児童が生きる授業を日々行うことに努めます。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図ります。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもちます。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌を学校全体につくっていきます。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有するようにします。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深めます。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許さない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを、児童に伝えていきます。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取り組みを行うように指導します。
- ・児童が、「いつでも」「誰にでも」相談できる体制の充実を図っていきます。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝えていきます。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便り、道德授業地区公開講座、学校運営連絡協議会等で伝えて、理解と協力をお願いします。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜早期発見に向けて・・・「変化に気付く」＞

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設けます。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせます。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めます。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていきます。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聴き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝えます。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行います。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、「いじめ防止委員会」を通して校内で情報を共有するようにします。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは、児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握します。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉えます。
- ・事実関係を把握する際には、「いじめ対策委員会」を中心に、学校として組織的な体制のもとに行います。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせます。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかということに気付かせるような指導を行います。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行います。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていきます。
- ・「いじめ」が解決したと判断した後でも、関係する児童を見守っていきます。

4 校内体制について

- ・校務分掌の生活指導委員会に「いじめ対策委員会」を位置付けます。
構成は、校長、副校長、生活指導主幹、生活指導委員会、養護教諭、スクールカウンセラー等としますが、必要に応じて関係する教員を加えます。
- ・「いじめ対策委員会」は、生活指導委員会で月1回の開催を原則とします。
- ・「いじめ対策委員会」は、各学級担任からのいじめに関する相談や報告、いじめられた児童やいじめた児童についての状況、保護者の状況等の情報共有、教員のいじめ防止研修会の計画立案（7月・12月・1月その他）、児童・保護者へのいじめ未然防止の啓発等に関することを行い、記録します。
- ・学級担任は学級児童のいじめやいじめの疑いの早期発見、早期対応（個別の聴き取り、個別の指導、学級全体への指導）をした場合は、記録をし、生活指導主幹に提出し報告します。
- ・学級担任は、いじめ対応後の児童の様子を見守り、再発防止に努めます。
- ・いじめに関する聞き取りや指導は、すべて「いつ・どこで・だれが・何を・どうした」を基本として記録します。記録した内容により「いじめ対策委員会」で情報共有を行います。
- ・「いじめ対策委員会」は、被害児童や他の児童からいじめの訴えや保護者からのいじめの相談があった場合に必要に応じて緊急に開催します。
- ・「いじめ対策委員会」を緊急に開催する場合は、迅速な対応が必要なことから、構成は柔軟にし、当該学級担任や学年主任、専科教員等も加えます。
- ・緊急に開かれた「いじめ対策委員会」は、児童への聴き取りの役割分担、必要に応じ保護者への聴き取り、関係児童へのアンケート調査、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断、被害児童への支援、加害児童への指導体制対応方針の決定、保護者との連携、再発防止等について協議します。協議内容は記録します。
- ・いじめに関する情報については、生活指導夕会や職員夕会で全教職員への情報共有、情報交換、全教職員による見守りや役割分担の確認を行います。その際、児童の個人情報の取り扱いを考慮します。
- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かします。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としています。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、①に示す「生命、心身、又は財産に重大な被害」については次のような場面を想定し、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断します。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

②に示す「相当の期間」については、不登校を理由として欠席が年間累計30日を超えた時点を目安とします。ただし、児童生徒が不登校を理由として5日程度連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、板橋区教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに板橋区教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告します。

(3) 重大事態の調査及び調査主体

重大事態の調査は「質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされています。また、「事実確認を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

学校が主体となって調査を実施し、事実関係を明確にします。ただし、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会の附属機関である「区支援室」が調査を実施します。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明します。

教育委員会は調査結果を区長に報告します。

6 取り組みに関する点検と改善の方策

(1) いじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のため、いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、学校評価や保護者アンケート等を活用し、PDCAサイクルに沿って見直しを図ります。

(2) いじめに関する項目を学校評価アンケートに設け、教職員、保護者、学校運営連絡会委員からの評価結果を基に、いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についての検証を行います。

＜いじめ防止等に関する取り組み＞ 年間指導計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・一年生を迎える会 ・セーフティ教室 (情報モラル)	・職員会議 基本方針確認 ・児童の引き継ぎ ・相談室、SC紹介 ・児童理解の会① (情報の共有、共通理解)	・全体保護者会で取組の周知 ・セーフティ教室
5	・たてわり班遊び	・児童理解の会② (情報の共有、共通理解)	・PTA運営委員会・見守り隊 ・スクールガード・民生児童委員 等に登下校時や放課後の見守り依頼
6	・ふれあい月間① (児童アンケート) ・たてわり給食・班遊び ・SC面接(5年生)	・ふれあい月間の情報収集 や個別面談 ・校長講話 ・いじめ防止授業の研修会・ いじめ防止授業 (土曜授業プラン)	・ふれあい月間 (低学年アンケート協力) ・学校運営連絡協議会①
7	・たてわり班遊び ・中学校見学(6)	・校内研修 「STOPいじめ！」DVD、 いじめチェックリスト、アン ガーマネジメント等 ・個人面談	・個人面談
9	・たてわり班遊び		
10	・たてわり班遊び	・校長講話	
11	・たてわり班遊び ・ふれあい月間②	・ふれあい月間の情報収集 や個別面談	・ふれあい月間 (低学年アンケート協力) ・学校運営連絡協議会②
12	・たてわり班遊び	・個人面談(5,6年三者面談) ・校内研修 「教員の人権感覚」	・個人面談 ・保護者アンケートの実施
1	・たてわり班遊び	・校内研修 「教員の意識点検」 ・児童理解の会③ (情報の共有・共通理解) ・道徳授業地区公開講座・い じめ防止授業 (土曜授業プラン)	・保護者アンケート結果集計、 内部評価への反映
2	・ふれあい月間③ ・たてわり班遊び ・6年生を送る会	・ふれあい月間の情報収集 や個別聞き取り ・校長講話 ・いじめ防止授業	・保護者アンケート結果公表 ・ふれあい月間 (低学年アンケート協力) ・学校運営連絡協議会③ ・学校関係者評価の実施
3	・たてわり班遊び	・いじめ防止基本方針改善	
通年	・協働学習の導入 ・道徳授業の充実 ・体験活動 ・分かる授業 ・あいさつ運動	・いじめ対策委員会 ・健康観察 ・SC相談	・土曜授業プラン ・個人面談 ・学校ホームページでの取り組み の公開

7 備考

本件の策定、改訂については次のとおり行っている

平成26年11月1日策定

平成29年9月1日改訂

令和6年4月1日改訂